

こ保運第3331号  
令和2年 11月 25日

横浜市病児保育事業  
実施事業者 様

こども青少年局保育・教育運営課長

「令和2年度乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間の実施について」の周知について

常日頃より、横浜市の保育・教育行政並びに新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をいただきありがとうございます。

さて、乳幼児突然死症候群(SIDS)対策の推進については、かねてより御対応いただいているところですが、本年度も、厚生労働省において11月1日(日)から11月30日(月)までの1か月間を、乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間と定め、重点的に普及啓発運動を実施することになりました。

つきましては、普及啓発リーフレット等を活用し保護者及び職員に対し周知するとともに、乳幼児突然死症候群(SIDS)を防止するための安全対策等について改めて確認し、事故防止に努めるようお願いいたします。

令和元年教育・保育施設等の事故報告の全国集計結果を見ると、死亡事故の多くが、0～1歳児で発生しています。また、事故の発生時の状況を見ると、睡眠中の事故が6件中4件発生している状況となっております。

さらに、自治体における死亡事故の検証報告においては、預かり始めの時期における0～1歳児の睡眠中の死亡事故について、リスクが高いことが報告されているところです。

睡眠中の窒息の予防方法としては、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」にお示ししているとおおり、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、子どもの顔が見える仰向けに寝かせ、何よりも、一人にしないことが大切です。

また、ブレスチェック機器を使用している場合も、保育士の目視や顔に手をかざして確認するなどのブレスチェック等は必要です。別添「保育施設における児童の安全対策等の徹底について(依頼・情報提供)」に沿った対応の徹底をお願いいたします。

厚生労働省ホームページURL

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html>

※ガイドラインについては上記URL参照

#### ■ 添付資料

- ・令和2年度乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間の実施について
- ・保育施設における児童の安全対策等の徹底について(依頼・情報提供)

※11月に限らず対策強化に努めてください。

担当 保育・教育運営課 運営指導係

TEL 671-3564/FAX 664-5479